

上場関係料金の見直しについて（案）

2025年1月31日

株式会社名古屋証券取引所

Ⅰ．趣 旨

当取引所では、上場会社が納入する年間上場料については企業規模に応じた応能負担の観点から上場株式数（投資単位）を算定基礎とする料金体系としていますが、2001年の商法改正により投資単位の設定が自由化されたことを受け、上場会社の株式分割等の投資単位の引下げによる費用負担増を抑制するため、他の金融商品取引所と足並みを揃え、当時（以後の新規上場会社は新規上場時）の上場株式数に基づき算出した料金に当分の間据え置くこととする経過的对応を行いました。

しかしながら、他の金融商品取引所が既に経過的对応を終了し年間上場料の料金体系を見直した上で運用しているのに対し、当取引所は今日に至るまで経過的对応を継続し料金を据え置いた結果、企業規模と料金が必ずしも相関していない状況が生じております。一方で、単に経過的对応を終了し上場株式数を基準とした算出方法に戻すこととすれば、料金が大幅に増加となるケースも多く生じることとなるほか、昨今の政府及び全国証券取引所の投資単位引下げの施策に沿って株式分割を実施した場合には、却って料金が増加するといった矛盾も生じることとなります。こうしたことから、今般、年間上場料をはじめとする上場関係料金についてより適切な新しい体系に整備するとともに、当取引所の市場運営コストが増加傾向にある中においても上場会社に過度な負担増とならないよう配慮した上で、公正かつ信頼される利便性の高い市場サービスの安定提供を継続できるよう見直すこととします。

Ⅱ．概 要

項 目	内 容				備 考
1. 年間上場料の見直し	・次に掲げる上場時価総額及び市場区分に応じた定額とします。				※現行は、上場株式数に応じた料金体系としつつ、経過 対応により、2001年の改正商法施行以前に上場している 上場会社は当時の年間上場料に当分の間据え置き、2001 年の改正商法施行以後に新規上場した上場会社は投資 単位調整後の上場株式数（上場株式数×上場日の投資単 位／50万円）が 1 万単位以下の場合は15万円、1 万単位 を超え 4 万単位以下の場合は 2 千単位増すごとに 1 万 2 千円ずつ加算するなどによることとしています。 ※企業規模に応じた応能的負担の観点から市場区分に応 じた上場時価総額を基準とする算定方式に見直すもの
	（上場時価総額）	（プレミア市場）	（メイン市場）	（ネクスト市場）	
	50億円以下	60万円	48万円	36万円	
	50億円超250億円以下	66万円	54万円	42万円	
	250億円超 5 百億円以下	72万円	60万円	48万円	
	5 百億円超25百億円以下	78万円	66万円	54万円	

項 目	内 容	備 考
	25百億円超 5 千億円以下 84万円 72万円 60万円 5 千億円超 90万円 78万円 66万円 ・株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に重複して上場する会社（以下「東証重複上場会社」といいます。）については、上記金額より一律12万円を減算します。	です。なお、東証重複上場会社については、上場費用負担に鑑み一律12万円を減額することとします。 ・年間上場料は、毎年12月末における上場時価総額を基準に決定し、年2回（3月及び9月）に半額ずつ納入することとします（期中における新規上場や市場区分の変更等の場合には、月割額によることとします。）。 ※TDnet利用料は、現行同様の年額9万6千円（東証重複上場会社を除きます。）とします。
2. 上場審査料の見直し	・プレミアム市場又はメイン市場の上場審査料を200万円、ネクスト市場の上場審査料を100万円とします。	※現行は、市場区分にかかわらず100万円としています。 ※標準審査期間（プレミアム市場・メイン市場3か月間、ネクスト市場2か月間）に応じた料金設定とするものです。 ・新規上場申請者が東証に同時に申請する場合又はいわゆるテクニカル上場する場合の上場審査料は、市場区分にかかわらず100万円とします。
3. 新規上場時の上場手数料の見直し	・現行の定額料金及び定率料金に区分している体系から、「新規上場料」として、市場区分にかかわらず定額100万円とします。	※現行は、市場区分にかかわらず、定額料金100万円と、新規上場に係る公募総額の万分の2及び売出総額の万分の1とする定率料金の合計額とし、料金の上限額は2,000万円としています。 ・新規上場に係る公募又は売出しを行う場合は、4.（1）①新株券の発行等に係る料金及び②新株券の上場に係る料金が別途必要となります。<u>この場合の料金の上限額は4.（1）を適用せず900万円（定額料金100万円と合わせて1,000万円）とします。</u> ・国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合の現行の半額措置は廃止します。

項 目	内 容	備 考
4. 新株券の発行等 及び上場に係る 料金体系の整備	(1) 上場会社が増資に伴う新株券の発行等を行う場合、次のとおり、新株券の発行等に係る料金と新株券の上場に係る料金に区分した料金体系とします。 ① 新株券の発行等に係る料金 1株券当たりの発行価格又は売出価格に発行数、処分数又は売出数を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額とします。ただし、料金の上限額は200万円とします。 ② 新株券の上場に係る料金 1株当たりの発行価格に発行数を乗じて得た金額の万分の4に相当する金額とします。ただし、料金の上限額は800万円とします。 (2) 上場会社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付により新株券の発行を行う場合、当該合併等の効力発生日の売買立会における最終価格に発行数（自己株式を交付する場合を含みます。）を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額とします。ただし、料金の上限額は200万円とします。	※現行は、上場手数料として、1株当たりの発行価格に発行数を乗じて得た金額の万分の5.2に相当する金額とし、その上限額を6,000万円としています。 ※現行では徴収していない売出し及び自己株式の処分についても管理業務が生じており、新株券の発行等に係る料金として料金体系を整備し費用負担を求めるものです。 ・左記(1)①新株券の発行等に係る料金については、新株予約権の発行及び新株予約権付社債の発行並びに株式の売出し及び自己株式の処分に際しても同様（新株予約権の発行価格に新株予約権総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じて得た金額の合計額の万分の1に相当する金額）に適用し、権利行使又は転換により発行される株券の上場に際しては、左記(1)②新株券の上場に係る料金を同様に適用します。 ・上場会社の政策保有株の縮減の支障とならないよう、売出しに係る左記(1)①に係る料金については、見直し後2年間は請求しないこととします。 ・事業の主体が名古屋市周辺外（東海4県他）にある上場会社（当取引所のみを上場している会社を除きます。）を対象とした現行の半額措置は廃止します。 ※上場会社に過度な費用負担とならないよう、新株券の追加上場時の料率及び料金の上限額を引き下げるものです。 ※現行は、合併等を行う際の1株当たり資本組入額に新株券の発行数を乗じて得た金額の万分の5.2に相当する金額とし、料金の上限額は1,000万円としています。 ※資本組入れがない合併新株券についても管理業務が生じており、左記(1)①新株券の発行等に係る料金に準じて合併新株券の発行規模に応じた費用負担を求めるも

項 目	内 容	備 考
		のです。ただし、上場会社の企業行動の費用負担とならないよう、新株券の追加上場時の料率及び料金の上限額を引き下げることとします。
5. その他 (1) 市場区分変更料の新設 (2) 上場廃止に係る審査料等の見直し (3) その他	・市場区分変更料を新設し、50万円とします。 ・不適当な合併等により上場廃止を猶予されている上場会社の上場廃止に係る審査を行う場合の料金を100万円とします。 ・現行の「上場手数料等に関する規則」を廃止し、年間上場料及び上場手数料等の取扱いについて、有価証券上場規程施行規則上において整備します。 ・その他所要の改正を行います。	・申請によらない市場区分の変更（プレミアム市場の上場維持基準抵触によるメイン市場への変更）時には不要とします。 ※ 現行は、50万円としています。 ・不適当な合併等により上場廃止を猶予されている上場会社の市場区分の変更に係る審査料についても100万円とします。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2025 年 4 月 1 日から実施します。
- ・ Ⅱ. 1. の年間上場料に関しては、2026 年 3 月末日納入分から適用します。
- ・ Ⅱ. 2. から 4. の上場審査料及び新規上場時の手数料に関しては、施行日以後に新規上場申請を行う会社から適用します。
- ・ Ⅱ. 4. (1)①の売出しに係る新株券の発行等に係る料金に関しては、2027 年 4 月 1 日から適用します。
- ・ Ⅱ. 5. (1) の市場区分変更料及び(2)の上場廃止に係る審査料等に関しては、施行日以後に市場区分の変更申請及び不適当な合併等に係る審査の申請を行う会社から適用します。

以 上